

事業者排出量削減計画書

		新規	変更	平成23年9月30日
(宛先) 京都府知事	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	富士高分子株式会社 代表取締役社長 田代 加平 電話0774-53-3131	

主たる業種	ダップ化粧板の製造販売業				細分類番号 1 2 9 9		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号		
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	環境方針／環境マネジメントシステム						
計画を推進するための体制	ISO委員会／ISO推進事務局						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	評価の対象となる排出の量	2,475.5 トン	2,453.4 トン	2,404.3 トン	2,356.2 トン	-2.9 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠		原単位で目標値を設定しているので、便宜上基準年度の総生産高を第1、2、3年度とも使用し、二酸化炭素排出量の換算数量(新係数使用)を算出した。				
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (総生産高)	75.43	73.93	72.45	71.00	-3.94 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		二酸化炭素換算数量(ト) (新係数使用) の総生産高(億円) 比率を前年度実績の2%削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	①効率的生産計画の作成 ②歩留まりU.Pへの各種対策 ③離席時のパソコンディスプレイOFF ④エコの管理標準作成 ⑤定期退社日の徹底					
	(24) 年度	23年度取り組み事項に加え ①ボイラの管理標準作成 ②照明設備の管理標準作成					
	(25) 年度	24年度取り組み事項に加え ①自動車のエコドライブ・点検・整備等のマニュアル作成					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	最寄り駅等へ会社の通勤用バス運行中					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関を利用することにより、自家用車通勤を減らし、車両燃料の消費を削減する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特段実施していない。						
特記事項							

注 1 訴当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。